

令和7年度 相模原市奨学金（給付型） 申請の手引《入学前申請（高等学校等入学前）用》

この手引は、現在中学3年生（義務教育学校9年生）で、高等学校等入学前の人が相模原市奨学金を申請するための手引です。奨学金の給付を希望する人は、内容をよく確認した上で、期限までに申請手続きをしてください。

申請手続

該当するページ

手順1 資格要件を確認する

P.2～3

手順2 申請書類を準備する

P.4～6

手順3 申請書類を学務課へ提出する

P.7

この奨学金は、市内にお住まいの高校生等を対象に、経済的理由により高等学校等で勉強を続けることが困難な人への修学を応援するため、返す必要のない奨学金を給付するものです。

相模原市奨学金（給付型）制度の概要		
募集期間	令和7年11月10日(月)から令和8年3月11日(水)まで	
募集定員	資格要件(次ページをご覧ください)に当てはまる人すべて	
給付内容	【入学支度金】	【修学資金】
	高等学校等に入学する際の制服代や学用品費について支援します。	高等学校等在学中の授業料以外の教育費について支援します。
給付金額(時期)	20,000 円(高等学校等の合格確定後)	年間最大で 100,000 円(在学中の3年間)*1

*1 修業年限が3年を超える学校に在籍する場合は、「大学入学資格」を取得できる最短修業年数を限度とします。

この奨学金は、市民の皆様からの寄附金と市税で賄われています



寄附金

相模原市こども・若者
未来基金



相模原市こども・若者未来基金

相模原市のこどもに関する事業、子育て支援、若者の自立支援などの事業への活用を目的として、平成29年12月に創設された基金です。

市民、企業、団体の皆様からの寄附金を「基金」として積み立てています。



手順1 資格要件を確認する

給付対象になるかどうか、資格要件を確認します

資格要件・・・次の全てに該当する人

(1) 修学資格

令和8年4月1日以降に高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程に
はじめて入学する人で、入学後も継続して在学し、卒業を目指す意欲のある人。ただし、特別支援学
校は除きます。

(2) 住所資格

「生徒」及び「保護者」が本市に居住している人^{*1}

^{*1} 保護者が「単身赴任」「病気療養」「災害やDVによる避難」等の理由で市外に住民登録がある場合は、2ページのQ2、
5ページの④をご確認ください。

(3) 所得資格

令和7年度の「市(区町村)県民税所得割額が0円」^{*2、3}の世帯の人

「生徒の保護者」と「生徒と住民登録が同じ世帯の人」全員が該当している場合は対象となります。
ただし、「生活保護」利用世帯を除きます。

^{*2} 令和6年中に日本国外での収入があった人がいる世帯は、5ページの②をご確認ください。

^{*3} 年度当初に課税されていても、令和7年度の市(区町村)県民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合は、5ページの
③を御確認ください。



よくある質問と回答(申請資格など)



Q 1	受験する学校がまだ決まっていないのですが、申請できますか？
A 1	申請できます。実際に受験するかしないにかかわらず、「一番行きたいと思う高等学校等」 を必ず申請書に書いてください。
Q 2	生徒と保護者が共に、相模原市内に居住していることが必要ですか？
A 2	原則として、生徒と保護者が共に相模原市内に住んでいることが必要です。 ただし、次のような事例の場合は申請できます。教育委員会学務課まで御相談ください。 ・保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の「特別な事情」により、やむを得ず本来の世帯 を離れて別居している場合(この場合、住民票が別でも、別居している保護者の所得審査 も行います) ・災害のため本来の住所地に住民登録したまま相模原市内に住んでいる場合 ・DVのため、住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合

Q 3	相模原市外への転出予定がありますが、奨学金の申請はできますか？
A 3	申請できます。ただし、奨学生に決定したとしても、転出日をもって奨学生の資格を失うため、転出日によっては、奨学金の給付がないまま、給付廃止となる場合があります。
Q 4	「所得資格」の審査は、保護者のみですか？
A 4	保護者のほか、生徒と住民登録が同じ世帯の全ての人について審査します。なお、保護者については、単身赴任等で住民登録を一時的にもとの住民登録の世帯から移している場合でも、審査対象に含みます。ただし、事実上の離婚状態や配偶者等の暴力による別居の場合等、やむを得ない事情がある場合は、そのことを証明する書類を提出いただくことで、審査の対象から外することができる場合があります。詳しくは、学務課へ御相談ください。
Q 5	「所得資格」について、同じ住所に住民登録では別の世帯の祖父母がいます。所得審査の「世帯」は、どの範囲を指しますか？
A 5	所得審査の世帯の範囲は、保護者のほか、住民登録が同じ世帯の人までです。この事例では、祖父母は住民登録が別のため、所得審査の「世帯」の対象外です。 住民登録が同じ世帯かどうか分からない場合は、御自身で住民票を取得して御確認ください。電話による問合せや、区民課等の窓口ではお答えすることはできません。
Q 6	「市（区町村）県民税所得割額」がよく分かりません。目安の収入はありますか？
A 6	世帯の人数や収入種別等の状況により異なるため、個別の目安となる金額を示すことができませんが、参考例は以下のとおりです。 【参考例】世帯主が配偶者と子ども2人を扶養している <u>給与所得のみの人</u> は、 <u>年収が271万6千円未満</u> の場合、市（区町村）県民税所得割額はかかりません。（2025年度 市税のしおり(相模原市)より）
Q 7	「市（区町村）県民税所得割額」はどのようにすれば確認できますか？
A 7	市（区町村）県民税が給与から引かれている人（給与所得のみの人）は、毎年5～6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（開くと横長の用紙）、それ以外で市（区町村）県民税を納付している人は、毎年6月頃に自治体から送付される「市民税・県民税 税額決定通知書」（開くとA3サイズより少し小さめの用紙）で確認できます。※「源泉徴収票」や「所得税確定申告書(控え)」では、所得割額の確認はできません。
Q 8	Q 7の税額決定通知がありません。どのようにすれば確認できますか？
A 8	通知を受け取っていない人の多くは、働いていない人や働いていても扶養に入っている人で、市（区町村）県民税が非課税となっている場合が考えられます。また、働いている人で通知を受け取っていない人の中には、収入の申告が済んでいない場合が考えられますので、すみやかに必要とされる収入の申告をしてください。未申告等により市（区町村）県民税の課税状況が確認できない場合は、所得資格の審査ができないため、不決定となる場合があります。
Q 9	児童扶養手当を受けているのですが、奨学金の対象となりますか？
A 9	児童扶養手当を受けているかどうかは、この奨学金の審査の要件ではありません。 2ページの（3）所得資格に該当する場合は、奨学金の対象となります。

手順2 申請書類を準備する

申請に必要な書類を用意します

(1) 申請書（「相模原市奨学金給付申請書・同意書」）【全員提出】

◆紙の「申請の手引」をご覧になっている場合

○この手引に挟み込んである申請書を使用します。

※なくした場合や書き損じてしまった場合など ⇒ Q10参照



◆相模原市ホームページの「申請の手引」をご覧になっている場合

○相模原市ホームページからダウンロード（モノクロ印刷可） 記入例もこちらにあります
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>（ページ番号 1013132）



申請書記入時の注意事項

- ☐ ①鉛筆以外のボールペン等（消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ☐ ②（記入を間違えた場合）修正液や修正テープを使用せず、二重線で訂正してください。
- ☐ ③同意事項を確認してください。
- ☐ ④申請者本人、保護者本人が氏名を自署（自署でない場合、記名・押印）してください。
- ☐ ⑤第一志望校（「一番行きたいと思う高等学校等」）を記入してください。
- ☐ ⑥世帯構成員の欄には、申請者と住民登録が同じ世帯の人全員が自署してください。



よくある質問と回答(申請資格など)



Q10	申請書をなくしてしまいました。申請書はどこでもらえますか？
A10	申請書は、相模原市ホームページからダウンロードすることができるほか、次の場所で配付しています。 ○教育委員会学務課 ○市立中学校及び義務教育学校 ○公民館

(2) 添付書類【該当する人のみ提出】

次のいずれにも該当しない人は、申請書のみ提出してください。

①世帯に令和7年1月1日時点で相模原市に住民登録がなかった人がある場合	
令和7年度「市(区町村)県民税課税(非課税)証明書」の写し	<u>相模原市に住民登録がなかった人の</u>証明書の写しを添付してください。証明書は令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手できます。(自治体により、証明書の表題が異なることがあります。) 転入した人のほか、<u>単身赴任や療養等で、一時的に相模原市外へ住民登録を移している別居の保護者も所得審査の対象となるため証明書が必要</u>です。ただし、平成19(2007)年4月2日以降に生まれた人(高校生、中学生、小学生、未就学児相当の人)で収入がなかった人は証明書の添付を省略することができます。
②世帯に令和6年1月～12月の間に日本国外での収入があった人がある場合	
令和6年1月～12月の収入が分かる書類	<u>日本国外での収入があった人(別居の保護者を含む)全員分の</u>給与明細書や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類。給料等を支払った会社や団体等が作成したもの、または公的機関の証明書等に限ります(自ら作成した書類は認められません)。また、日本語以外の書類の場合は、翻訳文を添付してください。<u>※6ページのQ12・A12を御確認ください。</u>
③市(区町村)県民税の減免決定を受けている場合	
令和7年度 市(区町村)県民税減免決定通知書及び減免後の税額決定通知書の写し	<u>減免決定を受けた人全員分の</u>令和7年度の「市(区町村)県民税減免決定通知書」(課税自治体が相模原市の場合は「市税減免申請に対する決定通知書」)及び「減免後の税額決定通知書」の両方の写しを添付してください。
④住所に関するやむを得ない事情がある場合(下記の事例に該当する場合や、事例に相当する場合)	
住民票(相模原市に住民登録がない人の分)(<u>マイナンバーの記載がないもの</u>)	該当例 ・保護者が単身赴任や療養等のためやむを得ず本来の世帯から別居している。 ・災害のため本来の住所地に住民登録をしたまま相模原市内に居住している。 ・DVのため、住民基本台帳事務における支援措置を受けている。
⑤その他	
その他の書類	申請書の提出後、審査のために①～④以外の書類の提出をお願いする場合があります。お願いの通知は郵送で送付しますので、通知が送付された場合は内容を確認して、必要な書類を教育委員会学務課まで送付してください。



よくある質問と回答(必要な書類)



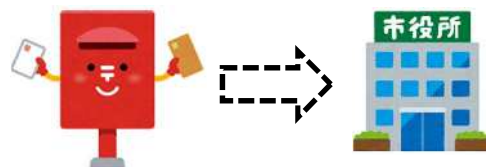
Q 1 1	市外から転入してきたので、相模原市で市（区町村）県民税を課税されていませんが、どうすれば確認できますか？また、どのような書類が必要ですか？
A 1 1	市(区町村)県民税はその年の1月1日に住民登録があった自治体で課税されますので、世帯のうち転入してきた人について、該当の自治体が発行する「特別徴収税額の決定・変更通知書」か「税額決定通知書」により「所得割額」を確認してください。通知書がない場合、又は市(区町村)県民税が非課税の場合は、該当の自治体から「令和7年度市(区町村)民税・県(都道府)民税課税(非課税)証明書」を取り寄せて確認してください。 次に、市(区町村)県民税の所得割額が0円の場合は、課税(非課税)証明書をコピーし、申請書に添付してください。
Q 1 2	日本国外から相模原市に転入してきたので、相模原市で市（区町村）県民税を課税されていません。どのような書類が必要ですか？
A 1 2	日本国外で収入があり、相模原市で市(区町村)県民税の課税がない場合は、令和6年1月～12月の間の日本国内・海外のすべての収入が分かる書類を添付してください。日本国外での収入があるときは、市(区町村)県民税の課税がない場合であっても、外貨建ての収入は日本円に換算し、すべての収入について市(区町村)県民税の所得割額非課税に相当するかどうかを審査します。換算・合算後のすべての収入が271万6千円を超える場合、所得資格に該当しない可能性が高くなります。 ・会社等が作成した給与・報酬明細書や、公的機関が発行した証明書等を添付してください（自ら作成した書類は認められません）。 ・日本語以外の書類の場合は、翻訳文を添付してください。

手順3 申請書類を学務課へ提出する

申請書類を提出期限までに学務課に提出します

(1) 提出先

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班
〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15



⚠ 学校・公民館・まちづくりセンターでは、提出できません

(2) 提出方法

郵送又は持参

○郵便料は申請者の負担となります。

○普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を御利用ください。書留・簡易書留によらない郵便事故については対応できませんのでご了承ください。

○学務課 就学支援班は、市役所第2別館5階にあります。

平日の受付時間内（午前8時30分～午後5時15分）にお越しください。

(3) 申請締切

締切回次	提出期限 ※学務課必着
第1回締切	令和8年1月16日(金)午後5時15分
最終締切	令和8年3月11日(水)午後5時15分

※最終締切の場合は、入学支度金の支給時期が高等学校等入学後となります。



よくある質問と回答(申請するとき)



Q13	締切を過ぎてしまった場合、申請は受け付けてもらえませんか？
A13	<u>受け付けできませんので、締切は厳守してください。</u> 締切を過ぎてしまった場合は、高等学校等の入学後に、「随時申請」（6月～翌年2月受付）をしてください。「随時申請」の場合、奨学金のうち <u>入学支度金(20,000円)</u> は給付対象外です。また、所得審査の年度は令和8年度(令和7年1月～12月の収入)です。なお、随時申請による申請が8月以降となる場合は、申請を受け付けた月からの決定となるため、申請日より前の修学資金を遡って支給することができません。
Q14	提出した書類は、返却してもらえますか？
A14	申請時や、その他届出時の書類は、結果や理由を問わず、返却いたしません。

奨学生の決定

審査結果のお知らせまで、しばらくお待ちください

教育委員会が申請書類及び調査により資格要件を確認し、奨学生を決定します。

奨学生の決定、不決定にかかわらず、申請者全員に結果を通知します。

奨学生に決定した人には、入学支度金等の給付手続に必要な書類を同封します。

◆審査結果の通知時期

申請書を提出した時期	結果通知の発送予定
令和8年1月16日まで	令和8年2月下旬
令和8年1月17日～3月11日まで	令和8年3月下旬

※それぞれの期限までに申請書を提出していても、必要書類が不足している等の理由で受付が終わっていない場合は、結果通知の発送時期が上記よりも遅くなることがあります。

※結果通知発送前の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。



よくある質問と回答(その他)



Q15	相模原市奨学金には該当しないのですが、他に給付が受けられる制度はありませんか？
A15	保護者の収入が一定額以下の場合は、国や県の授業料の支援制度(高等学校等就学支援金、学費補助金等)の対象となることがあります。 なお、国や県の制度の手続きは、高等学校等を通じて行うため、 <u>相模原市では受け付けできません</u> 。詳細は、高等学校等にお問い合わせください。
Q16	「神奈川県高校生等奨学給付金」など他の制度と併せて給付を受けることはできますか？
A16	相模原市奨学金は、他の制度と併用することができます。ただし、相模原市岩本育英奨学金との併用はできません。 相模原市奨学金以外の制度の併用の可否については、高等学校等にご確認ください。

★お問い合わせ★

相模原市コールセンター 電話042(770)7777

午前8時～午後9時 年中無休

※個人情報等に関することはコールセンターではお答えできませんので、
直接、下記の学務課にお問い合わせください



相模原市教育委員会 (電話) 042(769)9262
学務課 就学支援班 (受付時間) 午前8時30分～午後5時15分《土・日・祝日・年末年始は除く》